

公益財団法人医療機器センター公的研究費運営・管理規程

平成27年3月1日
27規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人医療機器センター(以下「財団」という。)における競争的資金等による公的研究費(以下「研究費」という。)の管理に関して必要な事項を定め、不正を防止し、その適正な管理を図るとともに、適切かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(最高管理責任者)

第2条 財団全体を統括し、研究費の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針(以下「基本方針」という。)を策定及び周知するとともに、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って研究費の適切な運営・管理を行えるよう適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
- 3 最高管理責任者は理事長とする。

(統括管理責任者)

第3条 研究費の運営・管理について最高管理責任者を補佐し、財団全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置く。

- 2 統括管理責任者は、基本方針に基づき機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告するものとする。
- 3 統括管理責任者は事務局長とする。

(コンプライアンス推進責任者)

第4条 研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つものとしてコンプライアンス推進責任者を置く。

- 2 コンプライアンス推進責任者は統括管理責任者の指示の下、不正防止を図るため、研究費の運営・管理に関わる財団の役職員(嘱託職員を含む。以下同じ。) (以下「構成員」という。) に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督するとともに、適切に研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導するものとする。
- 3 コンプライアンス推進責任者は統括管理責任者をもって充てる。

(経理事務)

第5条 研究費の経理に関する事務は総務部経理担当が行う。

- 2 研究費に係る事務処理手続については、別に定める場合のほか、経理規程等により取り扱うものとする。
- 3 総務部経理担当は研究費に係る収支簿を作成し、研究費の執行状況を適宜把握するとともに、適正かつ計画的な執行が行われるよう努めるものとする。

(行動規範)

第6条 研究費の不正防止を図るため、構成員の行動規範を策定する。

(研修の実施等)

第7条 コンプライアンス教育等に係る研修会の開催その他適当な方法により、構成員の不正防止の意識向上を図るものとする。

(誓約書の提出)

第8条 構成員は研究費の執行に当たって、次の各号の内容による誓約書を最高管理責任者に提出しなければならない。

- (1) 財団の規則等を遵守すること。
- (2) 不正を行わないこと。
- (3) 不正を行った場合は、財団及び研究費配分機関による処分及び法的な責任を負担すること。

(不正防止計画)

第9条 研究費の適正な執行を徹底し、不正防止に向けた運営・管理を実現するため、不正防止計画を策定する。

- 2 不正防止計画を推進する部署は総務部総務担当とする。
- 3 最高管理責任者は不正防止計画が着実に実施されるよう構成員に指示するものとする。
- 4 総括管理責任者は必要に応じ不正防止計画の実施を促すとともに、実施状況を確認するものとする。

(相談窓口)

第10条 研究費に係る事務処理手続き及び使用に関するルール等についての財団内外からの相談を受け付ける窓口は総務部経理担当とする。

(通報等の窓口)

第11条 告発等(財団内外からの不正の疑いの指摘、当事者からの申出などをいう。)の受付窓口を総務部総務担当とする。

(調査委員会)

第12条 研究費の不正に係る調査を行う必要が生じた場合には、調査委員会を設置し、必要な調査を行うものとする。

(懲戒等)

第13条 前条第1項に定める調査の結果、不正があったと認められた職員及び当該職員を監督する立場の職員の処分に関しては、就業規則等の規定による。

- 2 前項の場合において、当該職員に対して財団に生じた損害を賠償させるとともに、必要に応じて民事上又は刑事上の法的措置を執るものとする。

(取引業者への対応)

第14条 取引業者に対しては、必要に応じて、次号に掲げる内容を含む誓約書の提出を求めるものとする。

- (1) 財団の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
- (2) 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
- (3) 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
- (4) 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること。

2 不正に関与した取引業者の処分は別紙のとおりとする。

(監査)

第15条 構成員以外の役職員で監査班を構成し、監査を実施するものとする。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施のため必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は平成27年3月1日から施行する。

(別紙)

公益財団法人医療機器センターにおける競争的資金等による公的研究費に関して不正取引に関与した取引業者に対しては、取引停止の措置を行うものとし、その措置要件及び期間については、次のとおりとする。

ただし、取引業者が過去の不正取引について自己申告した場合には、情状を考慮し、取引停止期間の減免を行う場合がある。

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|--|---|
| <p>1. 不正な取引を行った者が個人又は法人の代表権を有する役員である場合 (代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。)</p> <p>2. 不正な取引を行った者が役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で1に掲げる者以外のものである場合</p> <p>3. 不正な取引を行った者が使用人で2に掲げる者以外のものである場合</p> | <p>不正な取引を行ったことが判明した日から (逮捕又は公訴となる場合には、当該事項を知った日から)</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> |